

414
A.3432
I



ト新聞翻訳六月五日刊行

神奈川縣令バンクノ銀行ノ儀ニ付發令ノ件

神奈川縣令ハ一ノ奇異ナル布令ヲサレタリ縣令ノ入
縣セシ以來初次ノ要務ニ斯ク開化遂巡ノ布令アルハ
實ニ歎スヘキ事也其上右ハ横濱ニテ身元暇カハ外
國銀行ニ對シ謔言ヲ構エ害ヲ興フル者ナリ右布令ノ
抄文ハ此紙中日本録事ノ欄内ヲ見ルベシ

布令第百三十二号

各開港場ニオイテ外國銀行ヨリ發行スルバンクノ
トノ儀ハ是ニテ日本通貨同様ノ價アル者ニレテ
通用致シ未候處右ハ一切政府ノ免許ヲ得テ發行セ

大正十一年四月
大隈侯爵平寄

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 20 1 2 3 4 5 6 7 8 9 31

シ者ニ無之其銀行資本ノ金額モ不相分付テハ万一
閉店イタレ候儀モ有之時ハ右バンクノノト所持ノ
者損害ヲ蒙リ候儀可有之因テ商業取引上ニハ政府
国立銀行第二銀行発行ノ紙幣及ヒ各條約國通貨ヲ
通用候様本年四月第九十号ヲ以布告及ヒ置候処中
ニハ布告面ヲ等閑相心得候向モ有之由然ルニ外国
バンクノ儀ハ政府ノ許可ヲ得ス資本ノ金額モ判然
ナラス何時閉店可及モ難測儀ニ付今又布告及ヒ候
条外國バンクノト請取候者共ハ厚ク注意可致事

千八百七十六年 神奈川縣令野村 靖

六月三日

ガゼット新聞及訳 六月六日刊行

横濱ニ在ル諸外國銀行ハ納メ新キ銀權令野村氏ノ布
告ニ對シ最トノ返報ヲナシタリ「キヤトタルトメルカ
ンタイールバンクヲフインデヤ ロンドン エンドキヤイ
ナ」
「ホンコン エンドシヤンハイバンク」
「コントワールヂ
ス」
「コントドパリ」
「ノニ銀行」ニ於テ來ル十二日ヲ始メ
日本ノ「バンクノト」ハ一功請取ララルベシ

114
A 3132
2

シヤパンヘラルト抄訳六月六日刊行

外国銀行資本金ノ事寄書

六月三日第百三十二号ノ布告ニ於テ神奈川權令ハ其
委託ヲ受ケタル臣民ノタメ深ク注意セラレ詠港ニ設
立シタル外国銀行ノ不愷ナルヲ甚々心配シ是等ノ
銀行ニ備ヘタル資本金ノ高モ分明ナラス故ニバンク
ノトニ引換フベキ金高モ判然ナラザレハ之ヲ臣民
ニ警告スルヲ同氏ノ責任ト思考セラレタリ

今神奈川權令ニ左ノ一項ヲ告ント欲スルユエ下之
ヲ掲載セラレシテ請フ是則余カ保證スル所ナレハ
同氏ハ信^{ハ之}託^セセラレベキナリ
銀行四箇ノ些少ナル日本^人ニ對シテハ資本金ノ惣高
三千九百十萬弗ニシテ其区分左ノ如シ

大正十一年四月
大隈侯爵郵寄

銀行ノ名

コウトワルテスコントドバリ	一六〇〇〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇〇〇
フリンタリーバンク	七五〇〇〇〇〇	二五〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇
ホンコンエドレンハイバンク	五〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇〇〇
チャイニクツドメルカンタイムバンク	三七五〇〇〇〇	二五〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇〇

元合
資本金

預備金

銀行既属資本金

惣計三千九百十萬弗

若レ日本銀行が悉皆合保^{スルモ}右資本金ノ半高ヲ実ニ有スルヤ余ハ之ヲ知ラント欲スルナリ
 神奈川權令ハ外国同クノウトノ不愼ナルヲ清取リ
 損失アルモ測リ難キニツキ委託サレタル人民ノ利害ニ能クモ注意シ報告セラレタリ願フハ又余並ニ外国人一般ノタメ信切ニ其臣民ニ告ケラレシ如ク何卒日本銀行ノ資本金ノ実数ヲ報告アリタキモノナリ

イエチボイルレモント領首

於横濱千八百七十六年六月六日

